

委 託 業 務 処 理 要 領

1 業務名

厚別警察署庁舎敷地ほか除排雪業務

2 使用機械

本業務に使用する機械は一切契約の相手方の負担とし、原則として次の基準によるものとする。

- トラクタショベル（ホイール型 1.2m³以上 スノーバケット付）
- ダンプトラック （積載10t級、差枠付）

3 稼働見込時間

- トラクタショベル（ホイール型 1.2m³以上 スノーバケット付） 51時間
- ダンプトラック （積載10t級、差枠付） 48時間

4 除排雪の範囲

(1) 厚別警察署 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20

別図に示す区域とする。

(2) 交番

次の交番敷地とし、堆雪の状況により業務担当員が別途排雪実施箇所を指定する。

- ・ ひばりが丘交番 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1-30
- ・ 信濃交番 札幌市厚別区厚別中央5条2丁目5-12
- ・ 森林公園交番 札幌市厚別区厚別北4条4丁目16番
- ・ 新札幌交番 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2番
- ・ もみじ台交番 札幌市厚別区もみじ台西4丁目2番
- ・ 上野幌交番 札幌市厚別区上野幌1条2丁目6-25
- ・ 北広島交番 北広島市中央1丁目2番地1
- ・ 北広島駅前交番 北広島市北進町1丁目2番地13
- ・ 大曲交番 北広島市大曲中央2丁目4番地2

5 除排雪時間及び方法

(1) 厚別警察署庁舎敷地

ア 除雪作業は毎朝概ね15cm以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前8時00分までに処理するものとする。

イ ア以外の時間帯で業務担当員が必要と認めた場合は、除雪作業を実施するものとする。

ウ 雪の堆積場所は指定された場所とし、縁石、車止め等の工作物の損傷に十分注意すること。

エ 細部にわたる除排雪作業については、業務担当員と協議の上、処理するものとする。

(2) 交番敷地

交番敷地の作業は、業務担当員が指定する施設及び日時に実施することとし、処理方法は原則排雪のみとする。

6 排雪場所

堆積場所の状況等から、業務担当員が必要と認めたときは札幌市が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

7 業務実績の報告

(1) 除排雪作業日報

契約の相手方は、業務終了後、その都度、別紙1「除排雪作業日報」を2部作成し、厚別警察署庁舎勤務職員の確認を受け、その1部を確認者に提出するものとする。

(2) 実績報告書

契約の相手方は、1か月間の作業実績について翌月速やかに、別紙2「実績報告書」を作成

し業務担当員に提出するものとする。

8 その他

業務処理に当たっては業務担当員と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう下記の事項について十分留意すること。

- (1) 業務処理に際しては、通行人等にも十分注意を払い怪我等をさせないよう安全管理を徹底すること。

また、運転手の労災事故の防止に努めること。

- (2) 作業機械の運転に当たっては、庁舎、工作物、車両等を損傷させないよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は、確実に復旧すること。
- (3) 厚別警察署庁舎駐車場にはロードヒーティングが敷設されていることから、作業機械の操作は慎重に行い、路盤に過度の衝撃を与えないこと。